

令和8年度 自然エネルギー及び省エネルギー等導入費助成 変更点【添付書類__申請者別】

以下の添付書類について、令和8年度より変更となっておりますので、ご注意願います。※状況に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。

種別	申請に必要な書類	変更前	変更後	備考	
申請者別	区内に賃貸共同住宅を所有している方(区民)及び区内に賃貸共同住宅を所有している中小企業者等	区内に賃貸共同住宅を所有していることを確認できるいずれかの書類	ア 発行後3カ月以内の共用部に係る公共料金の請求書または領収書の写し(共同住宅の住所、共同住宅名の記載があるもの) イ 発行後3カ月以内の共同住宅に係る不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書)	ア 発行後3カ月以内の共用部に係る公共料金の請求書または領収書の写し(共同住宅の住所、共同住宅名の記載があるもの) イ 発行後3カ月以内の共同住宅に係る不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書)の写し ※登記情報提供サービスで取得したもので可	—
	区内に賃貸共同住宅を所有している中小企業者等	中小企業者等であることを確認できる次のいずれかの書類(法人の場合)	発行後3カ月以内の商業登記に関する登記事項証明書(現在事項証明書または履歴事項証明書)	発行後3カ月以内の商業登記に関する登記事項証明書(現在事項証明書または履歴事項証明書)の写し ※登記情報提供サービスから取得したもので可	—
	区内に事業所を有している中小企業者等	資本金が中小企業基本法の定義を超えている場合の書類	労働保険概算・確定保険料申告書(受付印のあるもの)の写し	直近の労働保険概算・確定保険料申告書(受付印のあるもの)の写し(e-GOVの電子取得サービスから取得した申告書のデータ等、労働保険概算・確定保険料申告書が労働局、労働基準監督署または金融機関で受理されたことが確認できる資料を含む。)	確定申告書を提出する場合、第一表のみの提出で問題ございません。(申請者氏名、住所、不動産所得が確認できることが条件)
	区内の分譲住宅の管理組合	共同住宅の管理規定の写し	提出が必要	提出不要	引き続き、“機器の導入に係る管理組合総会の決議書または議事録の写し”は必要です。
	区内に住所を有している(区民)及び賃貸共同住宅を有している(区民)	自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金交付申請書(第1号様式甲)のうち個人情報を利用することにかかる同意欄のみ記入したものの写し	—	オンラインで申請者以外の方が書類の提出等を行う場合のみ提出が必要 ※作成例がHPIにございますのでご確認ください。	
	国・東京都の助成制度を併用する場合(額が確定している場合)	当該額を証する通知書及び当該助成金の算出根拠となる要綱との写し	提出不要	提出が必要	区の助成金額と国等の助成金の交付額が助成対象経費を超える場合は区の助成金額を調整いたします。